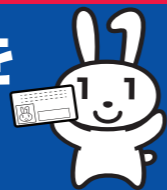


# 健康保険証をお使いの皆さまへ「マイナンバーカード」を健康保険証としてぜひお使いください!



## ① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

## ② 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※ なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

## ③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

## マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下の準備をお願いします

### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ 証明写真機から申請



### STEP2.

#### マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



## 2024 年秋以降は保険証とマイナンバーカードが一体化されます

マイナンバーカードをなくしたり、手元にない場合は？

・2024(令和6)年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。

・「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

健康保険証はいつまで使えますか？

2024(令和6)年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024(令和6)年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間(※)使用することができます。

※ 有効期限が2025(令和7)年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。

お問い合わせ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

## 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)について

令和5年7月1日から改正道路交通法の一部施行により、特定小型原動機付自転車が新設され、運転免許証不要の新しい交通ルールが適用されるようになりました。

### 特定小型原動機付自転車とは

- 車両**
- ・車体の長さは190cm以下、幅60cm以下
  - ・定格出力が0.6キロワット以下
  - ・速度が時速20km以下
  - ・オートマチック機構がついている
  - ・最高速度表示灯がついている

- その他**
- ・16歳以上で免許は不要
  - ・道路交通法上の保安基準に適合している
  - ・自賠責保険に加入している
  - ・ナンバープレートが必要



※歩道を6km/h以下で走行するモードを有しないものについては、点検機能は不要

### 軽自動車税について

軽自動車税の種別割は2,000円(原付バイクと同額)。令和6年度から課税されます。

### 標識(ナンバープレート)の交付について

令和5年7月1日から標識(ナンバープレート)の取付が必要となります。申請手続きは錦江町役場住民税務課または田代支所住民生活課で行います。※特定小型原動機付自転車と判断できる書類等をお持ちください。



道路交通法に関する情報は警視庁のホームページをご覧ください。



【標識交付に関するお問い合わせ先】 錦江町役場 住民税務課 ☎ 22-3037 田代支所 住民生活課 ☎ 25-2511

## 『ペットボトルキャップ』回収運動

\*ワクチンで助かる、ちいさな命を救いたい\*

社会福祉協議会では、昨年4月から世界の子どもたちにワクチンを届ける運動を行ってありますが、今年度も、さっそくこれまで集まったキャップをリサイクル業者へ搬入してきました。社会福祉協議会では、引き続きペットボトルキャップ回収運動を行ってまいりますので、今後も町民の皆様方のご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。



【お問い合わせ先】

社会福祉法人 錦江町社会福祉協議会  
〒893-2302 錦江町城元 963 番地

TEL 0994-22-2000  
FAX 0994-22-2092

